

令和8年度緊急寒河江市中小企業振興資金利子助成金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、中小企業の経営基盤の安定を図るため、寒河江市中小企業振興資金（以下「振興資金」という。）の借入者の借入利子の一部に対し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で利子助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 利子助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、振興資金の借入れをした者とする。

(利子助成金)

第3条 利子助成金は、助成対象者が金融機関に支払う寒河江市中小企業振興資金融資に係る利率の2分の1又は年利1パーセントで計算して得た額のうち、いずれか低い額を助成するものとする。

2 前項の規定により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとする。

(助成期間)

第4条 利子助成の対象となる期間は、振興資金の借入日以後1年間とする。

2 利子助成金の交付申請は、年度別に行うものとする。

(交付申請)

第5条 利子助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利子助成金交付申請書（様式第1号）に金融機関が発行する利子助成金計算書兼利子支払証明書（様式第2号）を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書は、4月1日から9月30日までの期間における申請分については9月30日、10月1日から翌年3月31日までの期間における申請分については、同年3月31日に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請があったときは、内容を審査の上、利子助成金の交付を決定し、申請者に対し、利子助成金交付決定兼交付額確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。